

# 減量推進員ニュース

茨木市産業環境部

資源循環課

TEL:072-620-1814

FAX:072-627-0289

E-mail: shigenjunkan@city.ibaraki.lg.jp

1

お知らせ

令和6・7年度

## 廃棄物減量等推進員の推薦について

現在の廃棄物減量等推進員の任期は、令和6年(2024年)4月30日をもって満了となります。

任期中、「ごみの減量・再資源化を推進する地域のリーダー」として行政と地域のパイプ役を担っていただき、まことにありがとうございました。

今後とも廃棄物減量等推進員制度の趣旨をご理解いただき、ごみの減量・再資源化にご協力くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 廃棄物減量等推進員の推薦の手続きについて

3月15日に、自治会長さんへ次期推進員さんの推薦報告書を送付しています。

**4月19日までに**自治会長さんに推薦の手続きをしていただくことで、次期推進員さんへの交代が完了します。次のいずれかの方法で手続きください。

※令和6年4月30日までに、推進員さんが交代する場合は、推薦の手続きのみで問題ございません(別途、変更届出書の提出は不要です)。また、決定が遅れる場合は、決定次第ご推薦ください。

#### ☑ 電子での申請

資源循環課のホームページ(下記のページ)に掲載しているフォーマットから入力ください。

#### ☑ 紙(推薦報告書)での申請

推薦報告書は、①資源循環課のホームページ(下記のページ)からダウンロード、②資源循環課の窓口(市役所南館3階⑤番)で入手してください。(いずれの方法でも入手が難しい場合は、お電話でお問い合わせください。)

【ご記入後の提出は…】

①郵送の場合 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市産業環境部 資源循環課

②持参の場合 資源循環課の窓口(市役所南館3階⑤番)



【資源循環課のホームページの掲載ページ】

右のQRコードから申請できます▶

ホーム>くらし・手続き>ごみ・し尿>ごみの減量・再資源化の取組み>廃棄物減量等推進員

### ■ 推進員さんの主な活動

#### ●市の減量施策への協力

…研修会等の市の減量施策にご協力ください。

#### ●ごみ集積場所の確認

…各地域のごみ集積場所の状態を把握していただき、地域の実情に応じて、市の制度等をご利用ください。

#### ●ごみの適正排出の啓発

…市では、ごみの出し方・分け方のリーフレットやスマートフォン用アプリ「茨ごみブリ」の周知チラシを作成・配布していますので、地域での正しいごみの出し方の啓発にご活用ください。

#### ●地域の要望や提言などの伝達

### ■ 現在の推進員さんをお願いすることについて

① 推進員さんには、上記の推薦の手続きについて、自治会長さんへのお声がけをお願いします。

② 現在腕章(右記参照)をお持ちの場合は、次期推進員さんへ引継ぎいただきますようお願いいたします。

#### 腕章

腕章をお持ちでない自治会等で、腕章が必要な場合は、随時資源循環課窓口でお渡ししております。

廃棄物減量等推進員

推進員さん用(緑色の腕章)

みんなで取り組みごみ減量

推進員さんとともにごみ減量・再資源化に協力いただける方用(青色の腕章)

# 2

## 紹介

# 臨時ごみの出し方について

家の整理や引越などで一度に多量のごみが出る場合は、臨時ごみとしての処理（有料）をご検討ください。臨時ごみの処理方法は、下記の2つの方法があります。



### 方法 1

**臨時の収集を申し込む**  
TEL:072-634-0351  
(環境事業課業務係)

- 【1】申込み 前日までに、電話で収集の申込みをする。  
受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土日年末年始を除く）
- 【2】ごみ出し 収集当日、朝9時までに出す。
- 【3】支払い 後日、送付される納付書で手数料を支払う。

**処理手数料**  
10kgにつき240円  
スプリング入りマットレス  
1枚につき800円

●資源物の収集はできません。／収集日は月曜日～金曜日で先着順です。

### 方法 2

**環境衛生センターへ  
直接持ち込む**  
TEL:072-634-1627  
(環境事業課施設係)

- 【1】申込み 前日までに、電話で持ち込みの申込みをする。  
受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土日祝日年末年始を除く）
- 【2】持ち込み 搬入当日、環境衛生センター事務室（管理棟2階）で受付をする。  
その後、計量所を通り指定場所にごみを捨てる。
- 【3】支払い 再度、計量所を通り、手数料を支払う。

**処理手数料**  
10kgにつき90円  
スプリング入りマットレス  
1枚につき500円

●持込できる時間は、平日の午後1時から午後4時の間です。

**注意** 申込み時に住所・氏名・電話番号・品目・個数・希望日などを伺いますので、ご準備の上でお電話をお願いします。

# 3

## 紹介

さんまるいちまる

# 3010運動で食品ロスを削減しよう!!

日本では、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」が年間523万トンも発生しています（2023年6月農林水産省報道）。これを1人あたりで計算すると、**毎日お茶碗1杯分（114g）**の食べ物が捨てられていることとなります。

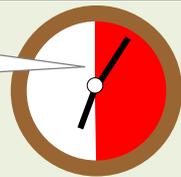
春は歓送迎会やお花見など宴会が多い時期です。**宴会時における食品ロス削減**のため、『3010運動』にご協力をお願いします。



### 「3010運動」ってなに？

宴会の幹事になられた方は参加者の方へ**お声掛け**をお願いします！

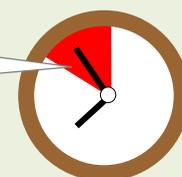
はじめの  
30分間



①まず乾杯後の**30分**間はできたての料理を楽しみましょう！



おわりの  
10分間



②お開き前の**10分**間は席に戻って、もう一度料理を楽しみ、食べ残しがないようにしましょう！

## コラム 消費期限と賞味期限

食品には、安全においしく食べられる期間があり、袋や容器に「消費期限」や「賞味期限」のどちらかが表示されています（一部の食品を除く）。その違いを知って、健康を守るとともに、食べ物を無駄にないようにしましょう。

### ◎消費期限

定められた方法で保存した場合、安全に食べられる期限のことです。消費期限がある商品は劣化が早いことから、この期限を過ぎると衛生上の問題が生ずる可能性があります。

### ◎賞味期限

定められた方法で保存した場合、おいしく食べられる期限のことです。この期限が過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではないので、食べられるかどうかは、においや見た目など、五感で個別に判断しましょう。

※2つの期限表示は開封前の期限なので、開封後の商品は期限に関わらず、早めに食べるようにしましょう。

